# 金 城 大 学 学 則 (案)

#### 第一章 総則

(目的及び使命)

第1条 金城大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、文化の向上及び社会の福祉に寄与する人材を育成することを目的とする。

## (教育研究上の目的)

- 第1条の2 第3条に定める各学部及び学科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、「遊学の精神の涵養」、「良妻賢母の育成」という建学の精神及び「明日の福祉社会を先導する福祉のリーダー的存在の養成」という設立の理念に基づき、次の各項に定める。
- 2 社会福祉学部社会福祉学科は、福祉に関する領域の専門性を高め、福祉、保育又は幼児教育において高度化、多様化するニーズに対応できる知識・技術等を習得し、福祉・教育現場等において福祉の心を持ったエキスパートとして指導的役割を果たせるような人材養成を目的とする。
- 3 医療健康学部理学療法学科は、理学療法、心身の健康、医療に関する領域の専門性を高め、 健康の維持・増進等も含む高度化、多様化する理学療法の業務に対応可能であり、医療・福 祉関係職員との適切な連携がとれ、リハビリテーション現場において指導的役割を果たせる ような人材養成を目的とする。
- 4 医療健康学部作業療法学科は、作業療法、心身の健康、医療に関する領域の専門性を高め、 健康の維持・増進等も含む高度化、多様化する作業療法の業務に対応可能であり、医療・福 祉関係職員との適切な連携がとれ、リハビリテーション現場において指導的役割を果たせる ような人材養成を目的とする。
- 5 看護学部看護学科は、看護に関する領域の専門性を高め、健康の維持・増進等も含む高度 化、多様化する看護業務に対応可能であり、医療・福祉関係職員との適切な連携がとれ、医 療現場において指導的役割を果たせるような人材養成を目的とする。

#### (目的達成と評価及び公表)

- 第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前2条の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本学は、教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大 臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受け、その結果を公表するものとする。
- 3 前2項の点検及び評価に関する事項とその結果公表の実施体制等については、別に定める。

(教育研究活動状況の公表)

- 第2条の2 本学は教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用 その他広く周知を図ることができる方法によって、情報を公表するものとする。
- 2 前項の公表を行うにあたっての実施体制等については、別に定める。

(教育内容等の改善)

- 第2条の3 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。
- 2 前項の組織については別に定める。

### 第二章 大学の組織

(学部、学科、入学定員等)

第3条 本学に設置する学部、学科、入学定員等は、次のとおりとする。

社会福祉学部 社会福祉学科

社会福祉専攻入学定員100人編入学定員5人収容定員410人こども専攻入学定員50人編入学定員5人収容定員210人

医療健康学部 理学療法学科

入学定員 65人 収容定員260人

医療健康学部 作業療法学科

入学定員 35人 収容定員140人

看護学部 看護学科

入学定員 80人 収容定員320人

(大学院、研究科、専攻、入学定員等)

第3条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。

リハビリテーション学研究科 リハビリテーション学専攻(修士課程)

入学定員 5人 収容定員10人

3 大学院の学則は、別に定める。

(短期大学部)

- 第4条 本学に、短期大学部を併設する。
- 2 短期大学部の学則は、別に定める。

(図書館)

第5条 本学に、図書館を置く。

2 図書館について必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

- 第6条 本学に、事務組織を置く。
- 2 事務組織について必要な事項は、別に定める。

## 第三章 教職員組織

(職員)

- 第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要 な職員を置く。
- 2 本学に、副学長を置くことができる。
- 3 本学に、客員教授及び非常勤講師を置くことができる。
- 4 本学に、名誉教授を置くことができる。

(職員組織)

- 第8条 学部に、学部長を置く。
- 2 図書館に、図書館長を置く。
- 3 事務局に、局長、部長及び課長を置く。

第四章 教授会

(教授会)

第9条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

- 第10条 教授会は、学長及び教授をもって組織する。
- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授、専任講師及び助教その他の職員を構成員に加えることができる。

(審議事項)

- 第11条 教授会においては、次の事項を審議する。
  - (1) 教育課程に関する事項
  - (2) 学則、その他教育研究に関する規則の制定・改廃に関する事項
  - (3) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、除籍及び賞罰に関する事項
  - (4) 学生の厚生補導に関する事項

- (5) 学生の試験、単位認定及び卒業に関する事項
- (6) 教員の人事に関する事項
- (7)教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
- (9) その他、学長が必要と認めた事項

(その他)

第12条 その他教授会の運営に関し必要な事項については、別に定める。

第五章 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第15条 本学における休業日を次のとおり定める。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

学園創立記念日 11月4日

- 2 春季・夏季・冬季の休業日については、年度ごとに学長が定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

(授業日時数)

第16条 授業日時数は、試験等の日時を含め、年間35週を下らないものとする。

第六章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第17条 本学の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第18条 学生は8年を超えて在学することはできない。

第七章 入学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は原則として毎学年の始めとする。

(入学することのできる者)

- 第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。
  - (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
  - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で 文部科学大臣の指定した者
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育 施設の当該課程を修了した者
  - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が 定める日以後に修了した者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者
  - (7) 高等教育卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校 卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格にしたものを 含む。)
  - (8) 本学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

- 第21条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。
- 2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

(入学試験)

第22条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(再入学)

- 第23条 本学に1年以上在学して退学した者が、再入学を希望するときは、欠員のある場合 に限り選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。
- 2 この場合、退学前に取得した単位の全部又は一部をすでに取得したものとして認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行なう。
- 3 その他再入学に必要な手続きは別に定める。

(転入学)

- 第24条 他の大学に1年以上在学した者が、本学に転入学を希望するときは、欠員のある場合に限り選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。
- 2 その他転入学に必要な手続きは別に定める。

(編入学)

- 第25条 本学の第3学年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本 学において実施する編入学者選抜試験に合格した者とする。
  - (1) 大学及び短期大学又は高等専門学校を卒業した者
  - (2) 大学に2年以上在学し、62単位以上を取得した者。
  - (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者。
- 2 前項にかかわらず、こども専攻の編入学者は、入学前に保育士資格を取得していなければ ならない。
- 3 編入学者の修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えることができない。
- 4 その他編入学に必要な手続きは別に定める。

(入学手続)

- 第26条 本学に入学を許可された者は、指定の期間内に入学金その他の学納金、及び本学の 指定する書類を提出しなければならない。
- 2 前項の手続きを怠った者には、入学許可を取り消すことがある。

(保証人)

- 第27条 本学に入学を許可された者は、所定の誓約書に保証人連署のうえ、本学の指定する 期間内に提出しなければならない。
- 2 保証人は、入学者の父母又は後見人であって学生の在学中の一切の事項について責任を負わなければならない。保証人が死去し、あるいはその資格を失った場合は、あらためて2週間以内に本条第1項の手続きを経なければならない。

第八章 教育課程及び単位

## (授業科目の区分)

第28条 授業科目は、基礎科目、主題科目、専門基本科目、専門展開科目、留学生科目、教職科目に分ける。

## (教育課程)

- 第29条 本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表1、別表1の2、別表1の 3、別表1の4及び別表1の5のとおりとする。
- 2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを別に定めると ころにより4年に配当して編成する。
- 3 授業科目の履修方法及び単位の修得については別に定める。

### (教職課程)

- 第30条 前条に定めるもののほか教職に関する科目を置く。
- 2 授業科目及び単位数等は、別表2のとおりとする。

#### (単位の計算方法)

- 第31条 単位の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
  - (1)講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学の定める時間の 授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習又は実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の 併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考 慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (4) 前項の規定にかかわらず、卒業論文、事例研究等の授業科目については、これらに 必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

#### (授業の方法)

- 第31条の2 授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 4 第2項の授業により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位の授与)

- 第32条 本学は、授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ所定の単位を与える。
- 2 単位認定の方法は、試験、論文などの方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを定める。
- 3 試験に関する規定は別に定める。

(成績)

第33条 試験等の成績評価は、優、良、可、不可をもって表わし、可以上を合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

- 第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項については別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第35条 本学は教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与える。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数を合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項については別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第36条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 2 本学は教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与える。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外については、第34条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の実施に関して必要な事項については別に定める。

(副専攻)

第36条の2 本学は、特定課題に関する科目で構成する科目群(以下「副専攻」という。)

を設定し、その学習成果を認定することができる。

2 副専攻に関し必要な事項は別に定める。

(資格)

- 第36条の3 教育職員免許状を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、教職に 関する科目及び必要な授業科目の所定の単位を修得しなければならない。
- 2 前項の免許状の種類は次のとおりとする。

中学校教諭一種免許状(社会)

高等学校教諭一種免許状(公民・福祉)

特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者、肢体不自由者、病弱者)

幼稚園教諭一種免許状

- 3 社会福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、所 定の授業科目の単位を修得しなければならない。
- 4 介護福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、所 定の授業科目の単位を修得しなければならない。
- 5 保育士資格を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、所定の授業科目の単位 を修得しなければならない。
- 6 理学療法士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、所 定の授業科目の単位を修得しなければならない。
- 7 作業療法士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、所 定の授業科目の単位を修得しなければならない。
- 8 看護師国家試験の受験資格を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、所定の 授業科目の単位を修得しなければならない。
- 9 第1項及び前6項以外の資格及びその履修方法については、別に定める。

第九章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

- 第37条 疾病その他やむを得ない事情により3カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

- 第38条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし特別の事由があると認められた 者にあっては、引続きさらに1年まで延長することができる。
- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復学)

第39条 休学期間満了のとき、又は休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の 許可を得て復学することができる。

(転学)

第40条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

- 第41条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。
- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第17条に定める修業年限に含めることができる。

(転学部等)

- 第41条の2 他の学部へ転学部、他学科への転学科及び他専攻への転専攻を志願する者があるとき、選考の上、学長は許可することができる。
- 2 転学部、転学科、転専攻について必要な事項は別に定める。

(退学)

第42条 退学しようとする者は、所定の様式による退学願を学生証とともに提出し、許可を 受けなければならない。

(除籍)

- 第43条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。
  - (1) 第18条に規定する在学年限を越えた者
  - (2) 第38条第2項に定める休学期間を超えて、なお復学できないとき。
  - (3) 第55条に規定する授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
  - (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第十章 卒業及び学位授与

(卒業)

第44条 本学に4年以上(3年次編入者は2年以上)在学し、所定の単位を修得した者には、 卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第45条 本学を卒業した者には、次の学位を授与する。

社会福祉学部社会福祉学科 学士(社会福祉学)

医療健康学部理学療法学科 学士(理学療法学)

医療健康学部作業療法学科 学士(作業療法学)

看護学部看護学科 学士(看護学)

第十一章 賞罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰則)

- 第47条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、教授会の 議を経て学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒は退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行なう。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当の理由なく出席常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第十二章 厚生補導及び厚生施設

(厚生補導)

- 第48条 本学は、学生の福利厚生並びに学生生活全般の指導の適切かつ円滑な実施を行うものとする。
- 2 前項の厚生補導の運営等に関する規則は別に定める。

(保健管理)

第49条 本学に保健室を置き、学生の保健管理を行う。

(学生寮)

- 第50条 本学に学生寮を置く。
- 2 学生寮に関し必要な事項は別に定める。

第十三章 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

- 第51条 大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、特定事項 について本学において研究することを志願する者があるときは、授業及び研究に妨げのない 限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
- 2 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、在学期間を更新することができる。
- 3 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

- 第52条 本学において開設する授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を希望する ものがあるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて選考のうえ科目等履修生とし て入学を許可することがある。
- 2 科目等履修生が履修した授業科目について、試験その他の方法により合格と認定された者 には所定の単位を授与する。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

- 第53条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に正規学生・科 目等履修生・研究生として入学を志願する者は選考のうえ入学を許可する。
- 2 前項の規定により入学を許可された者のうち、正規学生に対しては、第28条に定めるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する科目を開設することがある。
- 3 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

(海外帰国子女)

第54条 海外帰国子女に関する入学については前条に準じて取り扱うことができる。

第十四章 学費

(学費)

第55条 入学検定料、入学金、授業料等は、次のとおりとする。

社会福祉学部

入学検定料 30,000 円 入学金 270,000 円

授業料 650,000 円 (年額)

教育充実費 290,000 円 (年額)

医療健康学部

入学検定料 30,000 円 入学金 270,000 円

授業料 960,000 円 (年額) 教育充実費 290,000 円 (年額)

看護学部

入学検定料 30,000 円 入学金 270,000 円

授業料 960,000 円 (年額) 教育充実費 290,000 円 (年額)

2 前項にかかわらず、大学入試センター試験を利用する入学試験の入学検定料は、次のとおりとする。

16,000 円

(授業料等の納付)

第56条 授業料及び教育充実費は、2期に分けて指定する期日までに納入しなければならない。

(納入期限延期等)

第57条 やむを得ない理由のため授業料等の納付が困難となった者については、願い出により納付期限を延期し、また分納を許可することがある。

(退学等の場合の授業料)

第58条 学期の途中で退学もしくは除籍された者、又は停学中の者は当該期の授業料及び教育充実費全額を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料)

- 第59条 休学した者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料及び 教育充実費を免除することがある。
- 2 休学期間の延長を認められた者の学費及びその納入については別に定める。

(その他の費用)

- 第60条 実験実習費並びに免許及び諸資格の取得に必要な費用は別に徴収する。
- 2 前項に規定する納入金の種類、納入に必要な手続等については別に定める。

(授業料等納入金の不還付)

第61条 既納の授業料等の納入金は理由の如何を問わず還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学を許可された者が所定の手続により、所定の期間内に入学辞退を申し出た場合、既納の授業料を返還する。

第十五章 公開講座、大学の社会開放及び国際交流

(公開講座等)

- 第62条 本学は、地域住民の文化と生活の向上並びに生涯学習の要望に応えるため、公開講 座等、必要な事業を行うことができる。
- 2 前項の事業に関して必要な事項は、別に定める。

(大学の社会開放)

- 第63条 本学は、学生の修学を妨げない範囲で、本学の有する諸施設及び教育研究機能を地域住民の利用に供することができる。
- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(国際交流)

- 第64条 本学は、教育研究上必要と認めた場合には、外国の大学及び研究機関等との教育研究上の交流に関する協定を締結し、又は交流事業を行うことができる。
- 2 前項に場合において必要な事項は、別に定める。

第十六章 雜則

(補則)

第65条 この学則に特別の定めがあるものを除くほか、この学則の実施の手続きその他、その執行について必要な細則は別に定める。

附則

この学則は平成12年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成13年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改

正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を 経て学長が別に定めるものとする。

附則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改 正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を 経て学長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する学生定員のうち、社会福祉学科の編入学定員は、平成20年度までの間は次のとおりとする。

平成19年度平成20年度社会福祉学科10人10人

3 第3条の規定は、平成19年度入学者から適用し、平成18年度以前に入学した者(平成19年度及び20年度の編入学を含む)については、なお従前の例による。第3条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
社会福祉専攻	160人	320人	485人
こども専攻	50人	100人	155人
社会福祉学科	6 4 0 人	420人	210人

- 4 平成18年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改 正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を 経て学長が別に定めるものとする。

附則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成21年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 平成20年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改 正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を 経て学長が別に定めるものとする。

### 附則

この学則は平成22年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 平成21年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改 正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を 経て学長が別に定めるものとする。

### 附則

この学則は平成23年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 平成22年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改 正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を 経て学長が別に定めるものとする。

#### 附則

この学則は平成24年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 平成23年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改 正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を 経て学長が別に定めるものとする。

#### 附則

この学則は平成25年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 第3条の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前に入学した者(平成24年度及び25年度の編入学を含む)については、なお従前の例による。第3条の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

平成25年度 平成26年度 平成27年度

社会福祉専攻 630人 610人 590人

こども専攻	210人	210人	210人
理学療法学科	305人	290人	275人
作業療法学科	3 5 Å	7 Ο λ	1051

- 3 平成24年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改 正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

## 附則

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 第3条の規定は、平成27年度入学者から適用し、平成26年度以前に入学した者(平成26年度及び27年度の編入学を含む。)については、なお従前の例による。第3条の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
社会福祉専攻	550人	490人	450人
こども専攻	210人	210人	210人
理学療法学科	275人	260人	260人
作業療法学科	105人	140人	140人
看護学科	80人	160人	240人

別表 1 (社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻)

	科目名	単位数		
	11 71 11	必修	選択	自由
	スポーツ	1		
	スポーツ理論	2		
	レクリエーション活動 I		1	
	レクリエーション活動Ⅱ		1	
基	英語 I	1		
	英語Ⅱ	1		
	英語Ⅲ	1	1	
	英語IV 言葉と文化(英語) I		1	
礎	言葉と文化(英語) I   言葉と文化(英語) II		1	
	音楽と文化(英語) I 言葉と文化(中国語) I		1	
	宣衆と文化(中国語) II		1	
<b>₹</b> \(1	言葉と文化(英語)Ⅲ		1	
科	言葉と文化(英語)Ⅳ		1	
	言葉と文化(中国語)Ⅲ		1	
	言葉と文化(中国語)IV		1	
H	学習方法演習 I	1		
目	学習方法演習Ⅱ	1		
	基礎演習I	1		
	基礎演習Ⅱ	1		
	情報処理演習I		1	
	情報処理演習Ⅱ	0	1	
	ボランティア入門	2	1	
	ボランティア活動 I ボランティア活動 II		1	
	健康科学		1 2	
	生命科学		2	
	化学		2	
	<del>[2]                                    </del>		1	
主	音楽		1	
	日本文学 I		2	
	日本文学Ⅱ		2	
	日本語表現		2	
日本	文書処理演習		1	
題	哲学		2	
	宗教学 日本史 I		2 2	
	日本史Ⅱ		2	
	東洋史		2	
科	西洋史		2	
	自然地理		2	
	人文地理		2	
	地誌		2	
	法学(憲法) I		2	
目	法学Ⅱ		2	
	政治学		2	
	経済学Ⅰ		2	
	経済学Ⅱ		2	
	統計学 教養ゼミI		2	
	教養ゼミⅡ		1	
	教養ゼミⅢ		1	
Щ	<b>1</b> \		1	

別表 1 (社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻)

科目名	科 目 名 単位		立数		
	必修	選択	自由		
社会福祉概論 I	2				
社会福祉概論Ⅱ	2				
高齢者福祉論	2				
専 障害者福祉論	2				
介護福祉論I	2				
社会保障論 I 社会保障論 I	2				
門 社会保障論Ⅱ	2	-			
児童・家庭福祉論		2			
社会福祉史 基 介護福祉論Ⅱ		2			
本 月 遺価位論 1		2			
社会学		2			
本 公的扶助論		2			
地域福祉論 I		2			
地域福祉論Ⅱ		2			
科社会福祉施設経営論		2			
社会調査		2			
福祉行財政と福祉計画		2			
国 医療福祉論		2			
就労支援		1			
権利擁護と成年後見		2			
更生保護		1			
ソーシャルワーク論 I		2			
ソーシャルワーク論Ⅱ		2			
ソーシャルワーク論 <b>Ⅲ</b>		2			
ソーシャルワーク論IV		2			
ソーシャルワーク論V		2			
ソーシャルワーク論Ⅵ		2			
ソーシャルワーク演習I		1			
ソーシャルワーク演習Ⅱ		1			
ソーシャルワーク演習Ⅲ		1			
ソーシャルワーク演習IV		1			
ソーシャルワーク演習 V 発達心理学 I		1			
専 発達心理学Ⅱ		2 2			
高齢者の心理		2			
障害者の心理		2			
門知的障害者の心理		1			
肢体不自由者の心理		2			
病弱者の心理		1			
展に対する		2			
臨床心理学Ⅱ		2			
人格心理学		2			
開 カウンセリング I		2			
カウンセリングⅡ		2			
精神保健		2			
科 医学一般		2			
生活とこころとからだ		2			
健康論 I		2			
目 健康論Ⅱ		2			
リハビリテーション論		2			
生活リハビリテーション		2			
知的障害者の生理・病理		1			
肢体不自由者の生理・病理		2			
病弱者の生理・病理		1			
公衆衛生学		2			
生理学		2			
母子保健		2			
認知症Ⅰ		2			
認知症Ⅱ 医療的なアエ		2			
医療的ケア I 医療的ケア II		2 4	<u> </u>		

別表 1 (社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻)

	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
	知的障害者教育論		2	
	肢体不自由者教育論		2	
	病弱者教育論		2	
	視覚障害者教育論 聴覚障害者教育論		1	
	聴覚障害者教育論		1	
	重複障害者教育論		1	
	ID等数音論		2	
	障害児教育論 I 障害児教育論 I 障害児保育 社会教育		2	
	障害児教育論Ⅱ		2	
	障害児保育		2	
	社会教育		2	
専	ジェンダー		2	
7	人間の尊厳と自立		2	
	人間関係とコミュニケーション		2	
	家事支援論		2	
	介護マネジメント論		2	
	生活支援		2	
	生活支援技術 I		2	
D 17	生活支援技術Ⅱ 生活支援技術Ⅱ		2	
門	生活支援技術Ⅲ 生活支援技術Ⅲ		1	-
	生活文援技術III  生活支援技術IV		2	-
	アクティビティ援助論		2	
	アクティビティ援助演習		1	
	アクティビティ援助特別演習		1	
	手話		1	
展	点子		1	
	視覚障害者情報処理論		2	
	介護過程		2	
	介護過程演習 I		1	
	介護過程演習Ⅱ		1	
	介護過程演習Ⅲ		2	
	介護総合演習I		1	
開	介護総合演習Ⅱ		1	
<del>   </del>	介護総合演習Ⅱ 介護総合演習Ⅲ		1	
	介護総合演習Ⅳ		1	
	介護実習I		2	
	介護実習Ⅱ		3	
	介護実習Ⅲ		4	
	介護実習Ⅳ		1	
	社会保障法 I		2	
科	社会保障法Ⅱ		2	
	社会福祉関係法		2	
	国際福祉政策		2	
	海外文化・福祉事情		2	
	ソーシャルワーク実習指導 I		1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		1	
	ソーシャルワーク実習指導 <b>Ⅲ</b>		1	
目	ソーシャルワーク実習 I		1	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ		3	
	簿記会計 I		2	
	傳記云司 I 簿記会計Ⅱ		2	
	専正云計 II		2	-
	医療スタッフと医療事務		2	-
	医療事務演習		1	
	介護保険請求事務		1	
	医療・福祉サービス接遇Ⅰ		2	
	医療・福祉サービス接遇Ⅱ		2	
	医事コンピュータ		1	
	医療・福祉マネジメント		2	1

別表 1 (社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻)

	科目名		単位数	
		必修	選択	自由
	福祉ビジネス論		2	
	福祉産業のマーケティング戦略		2	
	経営学概論		2	
専	経営管理論		2	
77	経営戦略論		2	
門	マーケティング論		2	
1 1	インターンシップ		3	
展	ケアフィッター特論		2	
茂	園芸論		2	
日日	園芸療法論		2	
開	園芸療法実習		2	
±N.	ガーデニング		2	
科	基礎ゼミI	1		
	基礎ゼミⅡ	1		
目	卒業研究ゼミI	1		
	卒業研究ゼミⅡ	1		
	卒業論文		4	
	事例研究		4	
留	日本語 I		2	
学	日本語Ⅱ		2	
生	日本語Ⅲ		2	
科	言葉と文化(日本語) I		1	
目	言葉と文化(日本語)Ⅱ		1	
	卒業要件			

工業委庁 基礎・主題科目 30単位以上

 専門基本科目
 26単位以上

 専門展開科目
 58単位以上

(卒業論文・事例研究4単位以上)

合計 132単位以上

留学生は、留学生科目の単位を、基礎科目の外国語系科目の単位に代える ことができる

	科目名		単位数	
		必修	選択	自由
	スポーツ	1		
	スポーツ理論	2		
	レクリエーション活動 I		1	
	レクリエーション活動Ⅱ		1	
基	英語I	1		
	英語 II 英語 III	1 1		
	英語Ⅳ	1	1	
	言葉と文化(英語) I		1	
礎	言葉と文化(英語)Ⅱ		1	
	言葉と文化(中国語) I		1	
	言葉と文化(中国語)Ⅱ		1	
科	言葉と文化(英語)Ⅲ		1	
117	言葉と文化(英語)IV		1	
	言葉と文化(中国語)Ⅲ		1	
	言葉と文化(中国語)IV	1	1	
目	学習方法演習 I	1		
	学習方法演習 II 基礎演習 I	1 1		
	基礎演習Ⅱ	1		
	情報処理演習I	1	1	
	情報処理演習Ⅱ		1	
	ボランティア入門	2		
	ボランティア活動 I		1	
	ボランティア活動Ⅱ		1	
	健康科学		2	
	生命科学 化学		2 2	
	美術		1	
主	日本文学 I		2	
土	日本文学Ⅱ		2	
	自然地理		2	
	地誌		2	
	日本史Ⅰ		2	
	日本史Ⅱ 日本語表現		2	
題	文書処理演習		1	
	哲学		2	
	宗教学		2	
	東洋史		2	
	西洋史		2	
科	人文地理		2	
' '	器楽 I		1	
	器楽Ⅱ		1	
	器楽Ⅲ 器楽Ⅳ		1	
	音楽		1	
	図画工作 I		1	
目	図画工作Ⅱ		1	
	幼児体育 I		1	
	幼児体育Ⅱ		1	
	子どもと文化		1	
	子どもと生活 法学 (憲法) I		2 2	
	法学Ⅱ 法学Ⅱ		2	
	政治学		2	

	科目名		単位数	
		必修	選択	自由
主	経済学I		2	
D	経済学Ⅱ		2	
題	統計学		2	
科	教養ゼミI		1	
71.1	教養ゼミⅡ		1	
目	教養ゼミⅢ		1	
	社会福祉概論 I	2		
	社会福祉概論Ⅱ	2		
	高齢者福祉論	2		
	障害者福祉論	2		
	児童・家庭福祉論	2		
	介護福祉論I	2		
	社会福祉史		2	
	介護福祉論Ⅱ		2	
	心理学		4	
専	社会学		2	
,1	社会保障論 I		2	
	社会保障論Ⅱ		2	
門	公的扶助論		2	
, ,	地域福祉論 I		2	
	地域福祉論Ⅱ		2	
基	社会福祉施設経営論		2	
	社会調査		2	
	福祉行財政と福祉計画		2	
本	医療福祉論		2	
'	就労支援		1	
	権利擁護と成年後見		2	
科	更生保護		1	
, ,	ソーシャルワーク論 I		2	
	ソーシャルワーク論Ⅱ		2	
目	ソーシャルワーク論Ⅲ		2	
	ソーシャルワーク論IV		2	
	ソーシャルワーク論V		2	
	ソーシャルワーク論VI		2	
	ソーシャルワーク演習Ⅰ		1	
	ソーシャルワーク演習Ⅱ ソーシャルワーク演習Ⅲ		1	
	ソーシャルワーク演習III		1	
	ソーシャルワーク演習Ⅳ ソーシャルワーク演習V		1 1	
	オンマルケーク 便音 V     相談援助		1	
	家庭支援論		2	
	外烂人] 友咄		4	

	科目名		単位数	
	711 H 7H	必修	選択	自由
1:	呆育者論		2	
2	切児教育者論 幼児教育原理		2	
<u> </u>	幼児教育原理	2		
1	呆育内容総論 	1		
1	保育内容総論 保育課程論 保育方法論		2	
1:	米育力伝論 呆育原理 I	2	2	
	未有原生 I 呆育原理 II		2	
1 1	社会的養護	2	2	
   	· 公会的養護内容		1	·
2	発達心理学 I		2	
	発達心理学Ⅱ		2	
	呆育の心理学		1	
2	切児教育心理学		2	
9	知的障害者の心理		1	
<u>月</u>	技体不自由者の心理		2	
<u> </u>	病弱者の心理 海床心理学 I		1 2	
<u>р</u>	臨床心理学 I		2	
Д	人格心理学		2	
2	カウンセリング I		2	
	カウンセリングⅡ		2	·
# 3	幼児理解と教育相談		2	
7	呆育相談支援		1	
<sub>日日</sub> 1	社会心理学		2	
1 1	医学一般		2	
	リハビリテーション論		2	
2	知的障害者の生理・病理		1	
開	技体不自由者の生理・病理 病弱者の生理・病理		2 1	
	公衆衛生学		2	
	<b>上</b> 理学		2	
4	母子保健 		2	
	子どもの保健I		2	
<u>-</u>	子どもの保健Ⅱ		1	
5	印的障害者教育論		2	
月	技体不自由者教育論		2	
1	病弱者教育論 思觉除患者教育		2	
<u>1</u>	見覚障害者教育論 徳覚障害者教育論		1	1
月	<sup>您見障害</sup> 有教育論 重複障害者教育論		1	
-  -	主後厚音有教育論 LD等教育論		2	
ß	宣害児教育論[		2	
ß	章害児教育論I 章害児教育論II		2	·
ß	章害児保育		2	
ß	障害児保育演習 I		1	
ß	章害児保育演習Ⅱ		1	-
7.	生活支援技術 I		2	
	手話		1	
	点字 四本中央(独居の北洋 I)		1	
	保育内容(健康の指導 I)		1	
	呆育内容(健康の指導Ⅱ) 呆育内容(言葉の指導Ⅰ)		1	
1) 1	**同内谷(言葉の指導Ⅰ) 呆育内容(言葉の指導Ⅱ)		1	
1	R育内谷(日来の指導I) R育内容(人間関係の指導I)		1	
	呆育内容(人間関係の指導Ⅱ)		1	

	科目名		単位数	
	11 H 14 	必修	選択	自由
	  保育内容(環境の指導)	2010	1	μщ
	保育内容(音楽表現の指導 I )		1	
	保育内谷(自来及先の指等 I )  保育内容(音楽表現の指導 II )		1	
	保育内容 (美術表現の指導 I )		1	
	保育内容 (美術表現の指導Ⅱ)		1	
			1	
	子どもの食と栄養 I 子どもの食と栄養 II			
	丁ともの長と木食Ⅱ  乳児保育Ⅰ		1	
	乳児休育 I   乳児保育 II		1	
	· - / - / / · ·		_	
	保育実習指導 I - A 保育実習指導 I - B		1	
			1	
	保育実習 I -A		2	
	保育実習I-B		2	
	保育実習指導Ⅱ 保育実習指導Ⅲ		1	
専	保育実習指導Ⅲ		1	
,	保育実習Ⅱ		2	
門	保育実習Ⅲ		2	
, ,	ソーシャルワーク実習指導I		1	
展	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		1	
120	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ		1	
開	ソーシャルワーク実習I		1	
VI	ソーシャルワーク実習Ⅱ		3	
科	幼児教育実習指導		1	
TI	幼児教育実習 I		2	
目	幼児教育実習Ⅱ		2	
Н	早期現場体験指導		1	
	早期現場体験		1	
	教育関係法規		2	
	教育情報機器演習		2	
	保育・教職実践演習(幼稚園)		2	
	社会教育		2	
	ジェンダー		2	
	海外文化・福祉事情		2	
	国際福祉政策		2	
	基礎ゼミI 基礎ゼミⅡ	1		_
	基礎ゼミⅡ	1		
	卒業研究ゼミ I	1		
	卒業研究ゼミⅡ	1		
	卒業論文		4	
	事例研究		4	
留	日本語 I		2	
学	日本語Ⅱ		2	
学生	日本語Ⅲ		2	
科目	言葉と文化(日本語) I		1	
_目	言葉と文化(日本語)Ⅱ		1	
	卒業要件			
基礎	・主題科目 30単位以上			
専門	基本科目 26単位以上			
	三里到日 「0米佐以上			

基礎・主題科目 30単位以上 専門基本科目 26単位以上 専門展開科目 58単位以上 (卒業論文・事例研究4単位以上)

合計 132単位以上

留学生は、留学生科目の単位を、基礎科目の外国語系科目の単位に代える ことができる

別表 1の3 (医療健康学部理学療法学科)

	科目名		単位数	
		必修	選択	自由
	スポーツ	1		
	スポーツ理論	2		
	レクリエーション活動 I		1	
	レクリエーション活動Ⅱ		1	
	英語I	1		
基	英語Ⅱ	1		
	英語Ⅲ	1		
礎	英語Ⅳ	1	_	
<b>1</b> /1	言葉と文化(英語) I		1	
科	言葉と文化(英語)Ⅱ		1	
	言葉と文化(中国語) I		1	
目	言葉と文化(中国語)Ⅱ 医学英語		1	
	情報処理演習 I	1	1	
	情報処理演習Ⅱ 情報処理演習Ⅱ	1	1	
	基礎演習I	1	1	
	基礎演習Ⅱ	1		
	ボランティア入門	2		
	ボランティア活動 I		1	
	ボランティア活動Ⅱ		1	
	統計学		1	
	自然科学I(生物系)		2	
	自然科学Ⅱ(物理系)		2	
	自然科学Ⅲ(数学系)		2	
	自然科学IV(化学系)		2	
	自然科学概論		2	
	環境論		2	
主	自然地理		2	
	社会学		2	
題	ソーシャルワーク論 I		2	
	ソーシャルワーク論Ⅱ		2	
科	介護福祉論I		2	
	介護福祉論Ⅱ		2	
目	高齢者福祉論		2	
	障害者福祉論		2	
	法学(憲法) I		2	
	法学Ⅱ		2	
	医療関係法		2	
	夫州   口 未 立 学 T		2	
	日本文学 I 日本文学 II		2	
	日本义字 II   日本史 I		2	
	日本史 I   日本史 II		2 2	
	東洋史		2	
	朱什て		7	

別表 1の3 (医療健康学部理学療法学科)

	科目名		単位数		
		必修	選択	自由	
	解剖学 I	2			
	解剖学Ⅱ	1			
	解剖学Ⅲ	1			
	解剖学Ⅳ		1		
	解剖学実習	1			
	生理学 I	1			
	生理学Ⅱ	1			
	生理学実習	1			
	運動学 I	1			
	運動学Ⅱ	1			
	運動学実習 人間発達学	1			
	人間発達学	1			
	病理学	1			
	臨床心理学 I	1			
専	臨床心理学Ⅱ	1			
	心理学		4		
門	カウンセリング演習		1		
-1-14	高齢者の心理		2		
基	障害者の心理		2		
τ.	精神医学	2			
本	医学概論	1			
<b>~</b> ∖!	健康科学	1			
科	生命と医療の倫理	1			
	内科学 I	1			
目	内科字Ⅱ	1			
	整形外科学 I	1			
	整形外科学Ⅱ	1			
	神経内科学Ⅰ	1			
	神経内科学Ⅱ	1			
	小児科学	1			
	老年学	1			
	安全管理	1			
	感染防御	1			
	公衆衛生学	2			
	リハビリテーション医学	1			
	リハビリテーション概論	1	0		
	社会福祉概論 I		2		
	社会福祉概論Ⅱ		2		
	ケアマネージメント		2		

別表 1の3 (医療健康学部理学療法学科)

	科目名		単位数		
	11 5 8	必修	選択	自由	
	理学療法学概論	2			
	基礎理学療法治療学 理学療法研究法	1			
	理学療法研究法	1			
	病態運動学	2			
	理学療法評価概論	1			
	検査・測定論 I	1			
	検査・測定論Ⅱ	1			
	検査・測定実習 I	1			
	検査・測定実習Ⅱ	1			
	運動療法学I	2			
	運動療法学Ⅱ	2			
	運動療法学Ⅲ	2			
	運動療法学実習	1			
	物理療法 I	1			
	物理療法Ⅱ	1			
専	物理療法実習	1			
	義肢装具学 義肢装具実習	2			
門	表版装具美智	1			
	日常生活活動学	2			
展	日常生活活動実習	1			
HH	疾患別理学療法学 I (神経系)	1			
開	疾患別理学療法学Ⅱ (骨・関節系)	1			
<b>1</b> N	疾患別理学療法学Ⅲ(内部障害系) スポーツリハビリテーション	1	1		
科		1	1		
	疾患別理学療法学実習 I (神経系) 疾患別理学療法学実習 II (骨・関節系)	1			
目		1			
	疾患別理学療法学実習Ⅲ(内部障害系) 地域リハビリテーション	2			
	生活環境学	1			
	リハビリテーション関連機器	1			
	地域福祉論	1	2		
	臨床評価実習	4	<u> </u>		
	臨床実習I	8			
	臨床実習Ⅱ	8			
	見学実習	1			
	基礎ゼミI	1			
	基礎ゼミⅡ	1	1		
	卒業研究ゼミ I	1	1		
	卒業研究ゼミⅡ	1			
	卒業論文	3			
	総合学習	1			
	卒業要件				
基礎	・主題科目 26単位以上				
	基本科目 36単位以上				
	展開科目 65単位以上				
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
合計	132単位以上				

別表 1の4 (医療健康学部作業療法学科)

/.	別表   10) 4 (医療健康字部作業療法字科)		N/ / I . \W/	
	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
	スポーツ	1		
	スポーツ理論	2		
	レクリエーション活動Ⅰ		1	
	レクリエーション活動Ⅱ	-	1	
基	英語 I	1		
左	英語Ⅱ 英語Ⅲ	1		
礎	英語IV	1		
THE	表記V 言葉と文化(英語) I	1	1	
科	言葉と文化(英語)Ⅱ		1	
71.1	言葉と文化(中国語)I		1	
目	言葉と文化(中国語)Ⅱ		1	
	医学英語		1	
	情報処理演習I	1		
	情報処理演習Ⅱ 基礎演習Ⅰ		1	
	基礎演習I	1		
	基礎演習Ⅱ	1		
	ボランティア入門	2		
	ボランティア活動I		1	
	ボランティア活動Ⅱ		1	
	統計学		1	
	自然科学 I (生物系) 自然科学 II (物理系)		2	
			2 2	
	自然科学Ⅲ(数学系) 自然科学Ⅳ(化学系)		2	
	自然科学概論		2	
	環境論		2	
主	自然地理		2	
	社会学		2	
題	ソーシャルワーク論 I		2	
	ソーシャルワーク論Ⅱ		2	
科	介護福祉論I		2	
	介護福祉論Ⅱ		2	
目	高齢者福祉論		2	
	障害者福祉論		2	
	法学(憲法) I		2	
	法学Ⅱ		2	
	医療関係法		2	
	美術		2	
	日本文学Ⅰ		2	
	日本文学Ⅱ		2	
	日本史Ⅰ		2	
	日本史 <b>Ⅱ</b> 東洋史		2	
	米什		7	

別表 1の4 (医療健康学部作業療法学科)

別表 1の4 (医療健康学部作業療			単位数	
科目名	1	必修	選択	自由
  解剖学 I		2	迭扒	ΗЩ
解剖学Ⅱ 解剖学Ⅱ		1		
解剖学Ⅲ		1		
解剖学Ⅳ		1	1	
解剖学実習		1	1	
生理学I		1		
生理学Ⅱ		1		
生理学実習		1		
運動学 I		1		
運動学Ⅱ		1		
運動学実習		1		
人間発達学		1		
病理学		1		
臨床心理学 I		1		
専 臨床心理学Ⅱ		1		
心理学			4	
門カウンセリング演習			1	
高齢者の心理			2	
基障害者の心理		0	2	
精神医学		2		
本 医学概論 健康科学		1		
科 生命と医療の倫理		1		
本   全市と医療の無理   内科学 I		1		
		1		
整形外科学 [		1		
整形外科学Ⅱ		1		
神経内科学Ⅰ		1		
神経内科学Ⅱ		1		
小児科学		1		
老年学		1		
安全管理		1		
感染防御		1		
公衆衛生学			2	
リハビリテーション医学		1		
リハビリテーション概論		1		
社会福祉概論 I			2	
社会福祉概論Ⅱ			2	
ケアマネージメント			2	

別表 1の4 (医療健康学部作業療法学科)

別表 1の4 (医療健康学部作業療法学科) 		単位数		
	必修	選択	自由	
作業療法学概論	2			
基礎作業療法学	1			
作業療法教育管理学	2			
作業療法研究法	1			
病態運動学	1	2		
作業療法評価概論	1			
検査・測定論I	1			
検査・測定論Ⅱ	1			
検査・測定実習Ⅰ	1			
検査・測定実習Ⅱ	1			
恢且。例足天白 II	2			
作業療法治療学 I (身体)				
作業療法治療学II(中枢1)	2			
作業療法治療学Ⅲ(中枢2)	2			
作業療法治療学IV(精神障害)	2			
作業療法治療学V(内部障害)	1			
作業療法治療学VI(老年期)	1			
作業療法治療学VII(高次脳機能)	1			
作業療法治療学Ⅷ(発達障害) (作業療法治療学Ⅷ(発達障害)	1			
~  作耒燎伝宿燎子Ⅸ(職業則)	1			
作業療法治療学実習 I (身体)	1			
「「作業療法治療学実習Ⅱ(中枢1)	1			
作業療法治療学室習Ⅲ(中枢2)	1			
展 作業療法治療学実習IV(精神障害)	1			
<b>姜</b>	2			
開 義肢装具実習	1			
日常生活活動学	2			
科 日常生活活動実習	1			
スポーツリハビリテーション	1	1		
目 作業学 I (木工・陶芸等)		1		
作業学Ⅱ(革細工・籐細工等)		1		
地域リハビリテーション	0	1		
	2			
生活環境学	1			
リハビリテーション関連機器	1			
地域福祉論		2		
臨床評価実習	4			
臨床実習 I	8			
臨床実習Ⅱ	8			
見学実習	1			
基礎実習	4			
客観的臨床能力評価	1			
基礎ゼミI	1			
基礎ゼミⅡ		1		
卒業研究ゼミ I	1			
卒業研究ゼミⅡ	1			
卒業論文	3			
総合学習	1			
	1			
基礎・主題科目 26単位以上				
専門基本科目 34単位以上 71 2 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				
専門展開科目 71単位以上				
合計 132単位以上				

	別表 1の5 (看護学部看護学科)	1		1
	科 目 名		単位数	
		必修	選択	自由
	スポーツ	1		
	スポーツ理論	2		
	レクリエーション活動 I		1	
	レクリエーション活動Ⅱ		1	
++-	英語Ⅰ	1		
基	英語Ⅱ	1		
<i>T</i> **	英語Ⅲ	1		
礎	英語IV 言葉と文化(英語) I	1	1	
科	言葉と文化(英語)Ⅱ 言葉と文化(英語)Ⅱ		1	
1=1	言葉と文化(中国語) I		1	
目	言葉と文化(中国語) II		1	
	医学英語		1	
	情報処理演習 I 情報処理演習 II	1		
	情報処理演習Ⅱ		1	
	基礎演習 I	1		
	基礎演習Ⅱ	1		
	ボランティア入門	2		
	ボランティア活動 I		1	
	ボランティア活動Ⅱ		1	
	統計学 自然科学 I (生物系)		1	
	自然科学 I (生物系)		2 2	
	自然科学Ⅲ(数学系)		2	
	自然科学IV(化学系)		2	
	自然科学概論		2	
	環境論		2	
主	白山市の自然と文化		2	
	社会学		2	
題	ソーシャルワーク論Ⅰ		2	
	ソーシャルワーク論Ⅱ		2	
科	介護福祉論I		2	
	介護福祉論Ⅱ		2	
目	高齢者福祉論 障害者福祉論		2	
			2	
	法学(憲法) I 法学Ⅱ		2	
	医療関係法		2 2	
	美術		2	
	日本文学 I		2	
	日本文学Ⅱ		2	
	日本史 I		2	
	日本史Ⅱ		2	
	東洋史		2	

		単位数	
71 H 7H	必修	選択	自由
解剖生理学 I	2		
解剖生理学Ⅱ	2		
解剖生理学実習	1		
栄養代謝学	1		
微生物学	1		
人類遺伝・発生学	1		
免疫学 医学概論	1		
医学概論	1		
病理病態学	2		
診断治療学 I (内科系)	2		
診断治療学Ⅱ(外科系)	1		
事 診断治療学Ⅲ(周産期)	1		
*	1		
門 診断治療学 V (精神) 臨床栄養学 臨床薬理学 リハビリテーション概論	1		
臨床栄養学	1		
基 塩床楽理学	2		
― リハビリテーション概論		1	
臨床心理学 I	1		
	1		
心理学 科 古中 2 5 1 1 2 6 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		4	
`     カワンセリンク	1		
高齢者の心理		2	
		2	
安全管理	1		
感染防御	1		
保健医療概論	1		
保健医療制度論	1		
社会保障制度論		1	
石川県・白山市の保健医療事情	1		
看護関係法規	1		
公衆衛生学	2		
疫学・保健統計入門	1		
社会福祉概論I		2	
社会福祉概論Ⅱ		2	

	別表 1の5(看護学部看護学科) 					
	科目名	単位数				
	WI H TH	必修	選択	自由		
	看護概論	2				
	看護理論	2				
	看護倫理	2				
	看護情報論 基礎看護学方法論		1			
	基礎看護学方法論	2				
	基礎看護学方法論演習 I 基礎看護学方法論演習 Ⅱ	1				
	基礎有護子力法論演賞Ⅱ 	1				
	基礎看護学実習 I 基礎看護学実習 II	1 2				
	成人看護学概論	1				
	成人看護論 I (健康期)	1				
	成人看護論 II (急性期)	1				
	成人看護論Ⅲ(回復期)	1				
	成人看護論Ⅳ(慢性期)	1				
	成人看護論 V (終末期)	1				
	成人看護学演習I	1				
専	成人看護学演習Ⅱ	1				
	成人看護学実習I	3				
門	成人看護学実習Ⅱ	3				
	高齢者看護学概論	1				
展	高齢者看護論	2				
開	局断有有護子供省 古典之手業党中羽 I	1				
刑	高齢者看護学演習 高齢者看護学実習 I 高齢者看護学実習 II	2				
科	小児看護学概論	1				
17	小児 <b>看護</b> 論	2				
目	小児看護論 小児看護学演習	1				
	小児看護学実習	2				
	母性看護学概論	1				
	母性看護論	2				
	母性看護学演習	1				
	母性看護学実習	2				
	精神看護学概論	1				
	精神看護論	2				
	精神看護学演習	1				
	精神看護学実習	2				
	在宅看護学概論	1				
	在宅看護論	2				
	在宅看護学演習 在宅看護学実習	1 2				
	位七有護子美官 統合実習	2				
	看護管理論	1				
	看護教育論	1	1			

科目名		単位数		
	必修	選択	自由	
チーム医療論	1			
チーム医療演習	1			
専   地域と看護		1		
門災害看護論	1			
展国際看護論	1			
開看護学研究法	2			
科 看護英語		1		
目   卒業研究ゼミ I	1			
卒業研究ゼミⅡ	1			
卒業論文	4			
卒業要件				
基礎・主題科目 20単位以上				
専門基本科目 33単位以上				
専門展開科目 74単位以上				
合計 127単位以上				

# 別表 2 (教職課程)

	科目名	単位数		
			選択	自由
	教職入門			2
	教育概論 I			2
	教育概論Ⅱ			2
	教育心理学			2
	教育関係法規			2
教	社会科教育法 I			2
	社会科教育法Ⅱ			2
	社会科・公民科教育法 I			2
職	社会科·公民科教育法Ⅱ			2
	福祉科教育法 I			2
l	福祉科教育法Ⅱ			2
科	道徳教育の研究			2
	特別活動の研究			2
	教育方法論			2
目	教育情報機器演習			2
	生徒・進路指導の研究			2
	教育相談の研究			2
	教職実践演習(中・高)			2
	教育実習指導			1
	教育実習I			2
	教育実習Ⅱ			2
	障害児教育実習指導			1
	障害児教育実習			2

## 金城大学教授会規程(案)

(目的)

- 第1条 この規程は、金城大学学則第12条に基づき、金城大学教授会(以下「教授会」 という。)の組織及び運営について定める。
- 2 学部別の教授会は、当分の間設置しないものとする。ただし、各学部に学部連絡会議 を置く。
- 3 前項の学部連絡会議の組織及び運営については別に定める。

(構成)

- 第2条 教授会は、学長及び専任の教授をもって構成する。ただし、学長は教授会の議を 経て、専任の准教授、講師、助教及び助手を加えることができる。
- 2 理事長、学園長、副理事長、法人本部長及び事務局長は、教授会に出席し発言することができる。
- 3 学長は、必要に応じ、教授会の議を経て、学校法人金城学園の専任職員を出席させる こと、又は構成員に加えることができる。

(招集)

第3条 教授会は、学長が招集する。

(議長)

第4条 教授会の議長は学長がこれにあたる。ただし、必要あるときは、学長の指名する 教職員がこれを代行することができる。

(議案)

第5条 教授会の議案は、あらかじめ構成員に通知することを原則とする。

(開催)

- 第6条 教授会は、原則として定期的に毎月1回開くものとする。
- 2 学長が認めた場合は、臨時に教授会を開くことができる。
- 3 学長は、構成員の3分の1以上の要請があったときは、速やかに教授会を招集しなければならない。

(教授会の成立要件)

第7条 教授会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、休職、海外出 張又は6ヶ月以上にわたる長期欠勤中の者は員数の計算に加えない。

#### (教授会の審議事項)

- 第8条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 教育課程に関する事項
  - (2) 授業、研究及び指導に関する事項
  - (3) 学則その他教育研究に関する規則の制定及び改廃に関する事項
  - (4) 学生の入学、退学、休学、復学、転学、編入学及び科目等履修生に関する事項
  - (5) 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
  - (6) 大学行事、学生生活及び学生活動に関する事項
  - (7) 学生の試験、単位認定及び卒業認定に関する事項
  - (8) 教授、准教授、講師、助教及び助手の教員人事に関する事項
  - (9) 学長の候補者に関する事項
  - (10) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
  - (11) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
  - (12) 学長及び学部長から諮問された事項
  - (13) その他学長が、教育研究及び運営に関し、必要と認めた事項

# (教授会の議決要件)

第9条 議事は出席者の過半数によって決する。ただし、特に重要と認めた事項に関して は出席者の3分の2以上の同意を得て決議する。

# (議事録の作成・保管)

- 第10条 教授会の議事は議事録に記載され、記載は議長の指示したものがこれを行う。
- 2 議事録の保管は事務局がこれを行う。会議に欠席したものは、この議事録の閲覧により議事の内容を了知しなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学運営委員会及び教授会の議を経た後、理事会の承認を 得て、学長がこれを行う。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年6月27日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。